

「公認心理師法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 1 月 10 日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「公認心理師法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」、令和 4 年 11 月 21 日から令和 4 年 12 月 21 日まで御意見を募集したところ、5 件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方は以下のとおりですので、公表します。

なお御意見については適宜要約等の上、取りまとめていますので御了承ください。

御意見等をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1	・ 公認心理師試験の経過措置は終わりましたが、ひとつ疑問が残ります。大卒と実務経験で受験資格が得られるはずですが、例えば大学で認定心理士を取得して経過措置のときの条件の場所で 5 年以上の実務経験があれば、十分受験資格を満たすのではないかと考えます。これで受験できない方もいるので救済してほしいです。	・ 御意見ありがとうございます。

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
2	【意見１】 「【令和２年１２月２８日 文部科学省・厚生労働省令第四号】様式第一（第９条関係）公認心理師試験受験申込書」の欄にて「性別」を記入する様式となっているが、「様式第二（第１３条関係）公認心理師登録申請書」及び「第５回公認心理師試験「受験の手引」デジタルブック」の「受験申込書の記入例」（２５ページ）、「平成十年厚生省令第十一号 精神保健福祉士法施行規則 様式第一（第７条関係）精神保健福祉士試験受験申込書」においては、チェックマーク（レ点）を記入する様式となっていることから、「公認心理師試験受験申込書」の「性別」の欄においても、チェックマーク（レ点）を記入する（「備考１ 該当する口は、レ点を記入すること」を適用する）様式に変更すべきである。	・御意見ありがとうございます。「様式第一（第９条関係）公認心理師試験受験申込書」の「性別」欄についてはそのままとし、今後様式を踏まえた運用とします。
3	【意見２】 今回の「公認心理師法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」の「概要」では、「○ 令和４年９月１４日に法施行後５年を迎え、法附則第２条第２項において経過措置として設けていた試験の受験資格の特例措置が終了したため、受験申込書から当該受験資格の対象者が記入する実務経験の欄等を削除する。」と記載されている。 「【令和２年１２月２８日 文部科学省・厚生労働省令第四号】様式第一（第９条関係）公認心理師試験受験申込書」に関して、「受験資格及び添付書類一覧」の「法第７条第２号」及び「法附則第２条第１項第４号」では「実務経験証明書」と記載されており、「備考７」においては「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、…、発行したものであること。」と記載されている。 一方で、「公認心理師法第７条第２号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成２９年１２月８日付け２９文科初第１１６６号・障発１２０４第３号）の「第９の	・御指摘を踏まえ、「様式第一（第９条関係）公認心理師試験受験申込書」の「（裏面）備考７」について、「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、」を削除しました。 ・また、御指摘を踏まえ、「様式第一（第９条関係）公認心理師試験受験申込書」の「受験資格（裏面を参照のこと。）口第２号、口第４号」を「施設名（実務経験）」に修正しました。 ・「プログラム」という文言については、御認識のとおり、公認心理師法施行規則（平成２９年文部科学省・厚生労働省令第３号）において規定していない文言となりますので、今回様式には用いないこととしました。 ・「公認心理師法第７条第２号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成２９年１２月８日付け２９文科初第１１６６号・障発１２０４第３号）について頂いた御指摘については、現状の申請状況などを勘案し、引き続き検討していきます。

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
	2」の「プログラム修了証の交付」の記載においては、設置者が交付する「プログラム修了証」の記載事項の中に「勤務先の長（施設の長）」に関する記載がない。 なお、「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成30年1月31日29文科初第1390号・障発0131第2号）の「5（3）第1の3に該当する者」においては、『4 「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成29年12月8日付け29文科初第1166号・障発1204第3号）第9の2によるプログラム修了証の写し又はプログラム修了見込証の写し』と記載されている。〔「令和4年7月28日一部改正」で追加された「5（6）第1の6に該当する者」では「5実務経験証明書」と記載されているが、これは「4日本の大学院の修了証明書・科目履修証明書」が記載されているためだと思われる。〕 さらに、日本心理研修センターのホームページの「よくあるご質問」の「Q. 4年制大学で施行規則附則第3条で定める科目を履修し卒業しました。その後、実務経験が2年あります。受験資格は区分Fに該当しますか？」のアンサーにおいては、「公認心理師試験 受験区分Fの実務経験が認められる施設については、以下からご確認ください。 公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設 受験申込の際には、当該施設が作成した実務経験の実施に関する計画（プログラム）を修了したことを証明する「プログラム修了証」の提出が必要です。プログラム詳細については、以下をご参照ください。 公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」と記載されている。 そして、『第5回公認心理師試験「受験の手引」デジタルブック』の「受験申込書の記入例」（25ページ）においては、「法第7条第2号」及び	

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
	「法附則第2条第1項第4号」の「受験のための要件に必要な詳細」として『「プログラム修了証明書原本」又は「プログラム修了証原本」に記載のとおり』と記載されている。そのうえ、「第5回公認心理師試験の受験のための要件（概要）及び【提出書類一覧】」（3？4ページ）の「区分B」及び「区分F」の「提出書類」においては、『（6）「プログラム修了証明書原本」又は「プログラム修了証原本」』と記載されており、「II2【区分A】【区分B】申込みの注意事項」の「【区分B】」（13ページ）及び「5【区分F】申込みの注意事項」（17？18ページ）においては、「施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条の第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したことを証明する『プログラム修了証明書原本』又は『プログラム修了証原本』を、受験申込書に添付する必要があります。」と記載されている。 このように、今回の「公認心理師法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）」において、「受験申込書から当該受験資格〔法附則第2条第2項〕の対象者が記入する実務経験の欄等を削除する。」と記載されていることと、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」の「第9の2」の「プログラム修了証の交付」の記載においては、設置者が交付する「プログラム修了証」の記載事項の中に「勤務先の長」または「施設の長」に関する記載がないことから、備考7の「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、…、発行したものであること。」の「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、」の文言の部分についても、削除すべきである。加えて、法第7条第2号、法附則第2条第1項第4号の欄にある添付書類に関する事項については、「実務経験証明書」ではなく、前述の『第5回公認心理師試験「受験	

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
	の手引』、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」及び「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」等の記載に合わせて、「実務経験証明書（プログラム修了証）」または「実務経験証明書（プログラム修了証又はプログラム修了見込証）」〔この記載の場合には、精神保健福祉士法施行規則の様式第一（第7条関係）で「備考8 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。」と記載されていることから、備考に「プログラム修了見込証の提出をもって申し込む者は、プログラム修了後、遅滞なく、プログラム修了証を提出すること。」の記述を追加したほうがよいと思われる。〕の記載に変更すべきである。また、「公認心理師受験申込書」の「受験資格」の「法第7条第2号」及び「法附則第2条第1項第4号」については、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」の記述に合わせて、「勤務先名（実務経験）」を「プログラム施設名（実務経験）」または「プログラムを行った施設名（実務経験）」に変更するか、精神保健福祉士法施行規則の様式第一（第7条関係）を参考にして「施設名（実務経験）」、もしくは公認心理師法施行規則で「プログラム」という用語が使われていないことを踏まえると、「認定施設名（実務経験）」に変更したほうがいいのではないか。 上記の意見に対して、「精神保健福祉士法施行規則の様式第一（第7条関係）」及び「精神保健福祉士国家試験」の受験申し込み（の手続き）において、「勤務先の長が発行した実務経験証明書又は実務経験見込証明書」を提出することとなっていること等を踏まえて、もし、「公認心理師試験受験申込書」の備考7の「実務経験証明書にあ	

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
	っては、勤務先の長が、」の文言を削除しないのであれば、「実務経験証明書（プログラム修了証）にあっては、勤務先（施設）の長が、」または「実務経験証明書（プログラム修了証）にあっては、施設の長が、」の文言に変更し、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」の「第9の2」の「（4）プログラムを行った施設の名称」を、「第2 プログラムの認定の申請手続」の「1（3）プログラムにのっとり業務を行う施設の長の氏名」の記述を踏まえて、「（4）プログラムを行った施設の名称及び長の氏名」に変更すべきである。 仮に、公認心理師法施行規則（省令）で「プログラム修了証」という用語が使えないのであれば、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（通知）の本文において、『「プログラム修了証」は、「公認心理師法施行規則」の「様式第一（第9条関係） 公認心理師試験受験申込書」で定める「実務経験証明書」に代わるものとする。』、または「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）及び「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて」（平成29年9月15日29文科初第881号・障発0915第9号）での記述を参考にして、『なお、プログラム修了証については、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）様式第一で定める実務経験証明書に該当するものとして取り扱って差し支えない。』、もしくは公認心理師法施行規則の附則を参考にして、『なお、プログラム修了証については、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）様式第一で定	

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
	める実務経験証明書とみなす。』といったような旨の記述を追加すべきである。	
4	【意見2の追加意見】 既に提出した意見2の追加意見として、意見2において、“仮に、公認心理師法施行規則（省令）で「プログラム修了証」という用語が使えないのであれば、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（通知）の本文において、『「プログラム修了証」は、「公認心理師法施行規則」の「様式第一（第9条関係） 公認心理師試験受験申込書」で定める「実務経験証明書」に代わるものとする。』、または「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）及び「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて」（平成29年9月15日29文科初第881号・障発0915第9号）での記述を参考にして、『なお、プログラム修了証については、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）様式第一で定める実務経験証明書に該当するものとして取り扱って差し支えない。』、もしくは公認心理師法施行規則の附則を参考にして、『なお、プログラム修了証については、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）様式第一で定める実務経験証明書とみなす。』といったような旨の記述を追加すべきである。”と記述したが、これは“今回の「公認心理師法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）」の「改正の概要」において、「受験申込書から当該受験資格〔法附則第2条第2項〕の対象者が記入する実務経験の欄等を削除する。」と記載されていることと、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認	・御意見ありがとうございます。御意見等に対する考え方については、項番3と同様となります。

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
	定等について」の「第9の2」の「プログラム修了証の交付」の記載においては、設置者が交付する「プログラム修了証」の記載事項の中に「勤務先の長」または「施設の長」に関する記載がないことから、備考7の「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書、修了証明書及び科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。」の「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、」の文言の部分についても、削除”する場合であり、“「公認心理師試験受験申込書」の備考7の「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、」の文言を削除しない”（“「公認心理師試験受験申込書」の備考7の「実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、」の文言を削除”することは、今回の一部改正の案件の対象外）とする考え方により、“「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成29年12月8日付け29文科初第1166号・障発1204第3号）の「第9の2」の「（4）プログラムを行った施設の名称」を、「第2 プログラムの認定の申請手続」の「1（3）プログラムにのっとり業務を行う施設の長の氏名」の記述を踏まえて、「（4）プログラムを行った施設の名称及び長の氏名」に変更” する場合では、「プログラム修了証」を「プログラム修了証及びプログラムを行った施設」と、「実務経験証明書」を「実務経験証明書及び勤務先」とに、変更を加えるべきである。	

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
5	【意見 2 の追加意見の追加】 【意見 2 の追加意見の追加】として、既に提出した【意見 2 の追加意見】の文末に、下記（括弧書き）の意見（記述）を追加する。 〔例えば、『なお、プログラム修了証については、公認心理師法施行規則（平成 29 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）様式第一で定める実務経験証明書とみなす。』を、『なお、プログラム修了証及びプログラムを行った施設については、公認心理師法施行規則（平成 29 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）様式第一で定める実務経験証明書及び勤務先とみなす。』に、変更を加える（記述を置換す）べきである。〕	・御意見ありがとうございます。御意見等に対する考え方については、項番 3 と同様となります。